

第二十六回国会 衆議院 運輸委員會會議録第二十六号

昭和三十三年四月二十五日(大曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 洲上房太郎君

理事今松 治郎君 理事木村 俊夫君

理事島山 鶴吉君 理事山本 友一君

理事井岡 大治君 理事松尾トシ子君

有田 喜一君 生田 宏一君

關谷 勝利君 永山 忠則君

濱野 清吾君 原 健三郎君

堀内 一雄君 眞鍋 儀十君

米田 吉盛君 早稲田柳右衛門君

小山 亮君 下平 正一君

中居英太郎君 山口丈太郎君

出席國務大臣

運輸大臣 宮澤 胤勇君

出席政府委員

運輸事務官 粟澤 一男君

(海運局長) 山下 正雄君

運輸技官 (船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官(重工業局)

車両管理官 古河 潤君

運輸事務官 (海運局海運)

調整部長 辻 幸男君

海上保安監(海上保安庁警備)

救難部長 砂本 周一君

専門員 志鎌 一之君

四月二十四日 委員石山權作君辞任につき、その補欠として日野吉夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十五日 委員勝岡田清一君辞任につき、その補欠として小山亮君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十四日

小型船海運組合法案(木村俊夫君外二名提出、衆法第二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

モーターボート競走法を廃止する法律案(井岡大治君外十名提出、衆法第二四号)

小型船海運組合法案(木村俊夫君外二名提出、衆法第二九号)

○湖上委員長 ただいまより運輸委員會を開会いたします。

昨日本委員会に付託されました小型船海運組合法案(木村俊夫君外二名提出、衆法第二九号)について、提案者より提案理由の説明を聴取いたしました。木村俊夫君。

小型船海運組合法案

小型船海運組合法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 小型船海運組合

第一節 通則(第三条―第七条)

第二節 事業及び調整規程(第八―第十八条)

第三節 組合員(第十九条―第二十五条)

第四節 設立(第二十六条―第三十条)

第五節 管理(第三十一条―第五十一条)

第六節 解散及び清算(第五十二条―第五十五条)

第三章 小型船海運組合連合会(第五十六条―第五十八条)

第四章 事業活動の規制に関する命令(第五十九条―第六十二条)

第五章 雜則(第六十三条―第六十九条)

第六章 罰則(第七十条―第七十五条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、小型船海運業を営む者が、その経済的地位の改善を図るため小型船海運組合を結成することができるようにし、もつて小型船海運業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型船」とは、貨物の運送の用に供する船舶(はしけを含む。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

一 総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船

三 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項の漁船

四 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第四項の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶

五 もつぱら港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第二条第一項の港灣運送の用に供する船舶

六 もつぱら港灣運送事業法第二条第三項の規定により指定する港灣以外の港灣において港灣運送事業法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶

2 この法律において「小型船海運業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 木船運送法(昭和二十七年法律第百五十一号)第二条第三項の木船運航業

二 木船運送法第二条第四項の木船回漕業

三 木船運送法第二条第五項の木船貨渡業

四 海上運送法第二条第二項の船舶運航事業(旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。)であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

五 海上運送法第二条第六項の船舶貨渡業であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶を対象とするもの

六 木船運送法第二十七条の規定により同法が準用される木船運送の事業

七 海上運送法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業(旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。)

第二章 小型船海運組合

第一節 通則

(海運組合)

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合(以下「海運組合」という。)を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 海運組合は、法人とする。

第五條 海運組合は、次の要件を備えなければならない。

一 營利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六條 海運組合は、その名称中に

海運組合という文字を用いなければならぬ。

2 海運組合でない者は、その名称中に海運組合という文字を用いてはならぬ。

(登記)

第七条 海運組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することができない。

第二節 事業及び調整規程

第八条 海運組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貨渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うものの調整
- 二 組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整
- 三 組合員が小型船により運送する貨物の引受数量又は引受方法の調整
- 四 組合員が配船する小型船の船腹の調整
- 五 組合員が保有する小型船の船腹の調整
- 六 組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整
- 七 組合員の小型船海運業に関する共同事業

八 組合員の小型船海運業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

九 組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん(あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む)

十 組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十一 組合員又は組合員が使用する従業員のためにする海難防止に関する事業

十二 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業

2 海運組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

(団体協約の交渉及び締結)
第九条 海運組合は、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約を締結することができる。

2 海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3 前項の交渉の申出を受けた者は、誠意をもつてこれに応じなければならぬ。

4 第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければならない。その効力を生じない。

5 第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(団体協約の認可等)
第十条 第八条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関する団体協約は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 前項の団体協約については、第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定を準用する。

(勸告)
第十一条 運輸大臣は、前条第一項の団体協約の締結のための交渉に關し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために特に必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勸告をすることができる。

(調整規程の認可)
第十二条 海運組合は、第八条第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行うおとすときは、その内容、実施の方法等を定めた規程(以下「調整規程」という。)を運輸大臣に提出して認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 小型船海運業の安定を図るための必要かつ最少限度をこえること。

二 第二条第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間、不当に差別的であること。

三 荷主又は関連事業者の利益を不当に害すること。

3 運輸大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程が他の海運組合の調整規程と同一の事項について異なる定をしているときは、これらの調整規程を調整すべきことを命ずることができる。

(調整規程の実施の予告等)
第十三条 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)
第十四条 運輸大臣は、調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に

該当するに至つたと認めるときは、当該海運組合に対し、期限を定めて、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするとき又はその命令をした後において特に必要があると認めるときは、当該命令に係る海運組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(調整規程の廃止の届出)
第十五条 海運組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)
第十六条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、その決議により、調整規程の変更を、範囲を限定して、理事会の決議に委任することができる。

3 前二項の総会の決議は、組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4 第二項の理事会の決議は、理事の三分の二以上の多数が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、認可を受けた団体協約又は調整規程に係る海運組合又はその組合員の行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 第六十五条第四項の規定による公示があつた後四十日を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四条第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。

2 第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定めらるる請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、海運組合が第八條第一項第七号から第十二号まで(第五十八條において準用する場合を含む。)の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

により不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

第三節 組合員

(組合員の資格の制限)

第十九条 海運組合は、組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。

(加入の自由)

第二十条 組合員たる資格を有する者が海運組合に加入しようとするときは、海運組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(議決権及び選挙権)

第二十一条 組合員は、それぞれ一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることのできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第二十二條 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて海運組合に對抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

(使用料及び手数料)

第二十三條 海運組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(過怠金)

第二十四條 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができ、海運組合は、前項の規定により、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課せうとするときは、過怠金の額その他の事項を調整規程で定めなければならない。

(法定脱退)

第二十五條 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、海運組合は、その総会の会日の二十日前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 海運組合の目的の遂行を妨げる行為をした組合員

二 その他定款で定める理由に該當する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

てその組合員に對抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第二十六條 海運組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、発起人になることを要する。ただし、運輸大臣が特別の事情があると認めたる場合は、この限りでない。

(創立総会)

第二十七條 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の三週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(設立の認可)

第二十八條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しよ

うとする海運組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第五条各号の要件を備えていること。

二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 構成がその事業を行うのに適正なものであること。

(成立の時期)

第二十九條 海運組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法等の準用)

第三十條 設立については、第二十一条、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條及び第二百二十八條の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「小型船海運組合法第二十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「小型船海運組合法第二十七條第五項」と読み替へるものとす。

第五節 管理

(定款)

第三十一條 海運組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地
 四 組合員たる資格に関する規定
 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
 六 組合員の権利義務に関する規定
 七 事業の執行に関する規定
 八 役員に関する規定
 九 会議に関する規定
 十 会計に関する規定
 十一 公告の方法

2 海運組合の定款には、前項の事項のほか、海運組合の存立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由を記載しなければならぬ。

(役員)
 第三十二条 海運組合に、役員として理事及び監事を置く。
 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
 3 役員は、定款で定めるところにより、総会(設立当時の役員は、創立総会)において選挙又は選任する。
 4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。
 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(役員任期)
 第三十三条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし

し、その期間は、一年をこえてはならない。
 (理事会)
 第三十四条 海運組合の業務の執行は、理事会が決定する。
 2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
 3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。ことができる。
 (理事の責任)
 第三十五条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、海運組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。
 2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様である。
 3 前二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を、第一項の理事の責任については、同条第四項の規定を準用する。
 (監事の兼職禁止等)
 第三十六条 監事は、当該海運組合の理事又は職員を兼ねてはならない。
 2 監事の責任については、前条の規定を準用する。
 (定款その他の書類の備付及び閲覧等)
 第三十七条 理事は、定款、調整規程並びに総会及び理事会の議事録

を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 2 組合員名簿は、第二条第二項各号に掲げる業種ごとに作成し、各組合員について次の事項を記載しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所
 二 加入の年月日
 3 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 (決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)
 第三十八条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。
 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
 3 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 4 剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利益分量又は支払つた経費の額に応じてしなければならない。

(会計帳簿等の閲覧等)
 第三十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 (役員改選)
 第四十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、職務の遂行に関し不正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反したことを理由として改選を請求するときは、この限りでない。
 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
 4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(商法等の準用)
 第四十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで及び第二百八十四条の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百六十一条から第二百六十二条まで、第二百六十五条及び第二百七十二条の規定を、監事については、商法第二百七十四条及び第二百七十八条の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで及び第二百六十條ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第三十八條第二項」と読み替へるものとする。
 (通常総会の招集)
 第四十二条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
 (臨時総会の招集)
 第四十三条 理事は、定款で定めるところにより、必要に応じ何時でも、臨時総会を招集することができる。
 2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した

書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、臨時総会をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきことを決しなければならぬ。

(組合員による総会招集)

第四十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、運輸大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

(総会招集の手続)

第四十五条 総会の招集は、会日の二十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。

(通知又は催告)

第四十六条 海運組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を海運組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第四十七条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 3 経費の賦課及び徴収の方法
- 4 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(総会の議事)

第四十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

第四十九条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

- 1 定款の変更
- 2 海運組合の解散又は合併
- 3 組合員の除名

(商法の準用)

第五十条 総会については、商法第二百三十一条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定を準用する。この場合

合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「小

型船海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十九条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十一条 組合員の総数が二百人を超える海運組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員のうちから、地域、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一を下つてはならない。ただし、組合員の総数が千人を超える海運組合にあつては、百人をもつて足りる。

4 総代の選挙については、第三十二条第三項及び第五項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十八」とあるのは「四人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は海運組合の解散若しくは合併の決議をすることができない。

第六節 解散及び清算

第五十二条 海運組合は、次の理由によつて解散する。

- 1 総会の決議
- 2 海運組合の合併
- 3 海運組合の破産
- 4 定款で定める存立時期の満了
- 5 又は解散理由の発生
- 6 第六十四条第一項の規定による解散命令

2 海運組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(合併の手続)

第五十三条 海運組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第二十八条第二項の規定を準用する。

第五十四条 合併によつて海運組合を設立するには、各海運組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員

の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(商法等の準用)

第五十五条 合併については、商法第二百二条から第二百六条まで及び第

百八条から第百十一条まで並びに

非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百十七條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第百三十六條から第百三十八條まで及び第百三十八條ノ三の規定を、清算人については第三十四条第二項及び第四十四條並びに商法第百二十九條第五項、第二百四十四條第二項、第二百五十四條第二項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條から第百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで、第二百六十五條、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで、第二百七十二條及び第二百八十四條の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第五十五条ニ於テ準用スル同法第三十八條第二項」と、商法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引續キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第三章 小型船海運組合連合会

(小型船海運組合連合会)
第五十六条 海運組合は、小型船海運組合連合会を組織することができる。

2 小型船海運組合連合会は、他の小型船海運組合連合会又は海運組合と更に小型船海運組合連合会を組織することができる。
(調整規程の総合調整等)
第五十七条 小型船海運組合連合会(以下「連合会」という。)は、会員の調整規程を総合調整し、並びに当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員のための調整規程を設定し、及び実施するものとする。
(準用)
第五十八条 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く)、第六条から第二十号まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二号から第五十五号までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会」と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九号中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上」に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第四項及び第二十六号中「十人」とあるのは「二十」と、第二十八号第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第四章 事業活動の規制に関する命令

(事業活動の規制に関する命令)
第五十九条 第八号第一項第一号から第四号までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

2 第八号第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員(当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。)たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなり、かつ、当該海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者のすべてに対し、その保有する小型船の船腹に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

第六十条 運輸大臣は、小型船海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動が、当該調整規程が目的としている小型船海運業の安定を阻害しており、かつ、当該海運組合又は

連合会の自主的活動をもつてしてこれを除去できない場合において、これを放置しては、国民経済の発展に著しい支障があると認めるときでなければ、前条の命令をしてはならない。
(命令実施の補助等)
第六十一条 運輸大臣は、第五十九条の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2 前項の業務を行つる海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(役員又は職員の解任)
第六十二条 運輸大臣は、前条第一項の業務を行つる海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者がその業務を不当に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第五章 雑則
(不服の申出等)
第六十三条 海運組合又は連合会の業務の執行が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認める者は、その理由を記載した文書により、その旨を運輸大臣に申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の申出があつたときは、必要な措置をとらなければならぬ。
(解散命令等)
第六十四条 運輸大臣は、海運組合又は連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その海運組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 第五条各号又は第二十八号第二項第三号(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたとき。
二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。
三 その他この法律又はこれに基く処分違反したとき。

2 運輸大臣は、二以上の海運組合又は連合会の調整規程を実施するために必要があると認めるときは、当該海運組合又は連合会に対し、新たに連合会を組織し、又は合併すべきことを命ずることができる。
(公正取引委員会との関係)
第六十五条 運輸大臣は、第十条第一項若しくは第十二号第一項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)又は第十四条(第十条第二項及び第五十八号において準用する場合を含む。)の処分を除く(認可しない旨の処分を除く。)をしたとき、又は第十五条(第十条第二項及び第五十八号において準用する場合を含む。)の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。
3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二号第一項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四号第一項(第十条第二項及び第五十八号において準用する場合を含む。)の処分をすべき旨を請求することができる。
4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九号の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。
3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二号第一項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四号第一項(第十条第二項及び第五十八号において準用する場合を含む。)の処分をすべき旨を請求することができる。
4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告及び検査)
第六十七条 運輸大臣は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、小型船海運業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に関する検査をさせ、若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(職権の委任)

第六十八條 運輸大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する職権の一部を海運局長に委任することができる。

(海上運送法の適用除外)

第六十九條 海上運送法第二十九條の規定は、この法律に基いて行つた共同行為については、適用しない。

第六章 罰則

第七十條 第五十九條の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 第十二條第一項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して認可を受けず、若しくは調整規程を実施した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十二條 第六十七條第一項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、立入を拒み、若しくは検査を妨げ、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明

があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第七十四條 次の各号の場合には、海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて海運組合又は連合会が行つたことができる事業以外の事業を当該海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七條第一項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に基く政令による登記を怠つたとき。

三 第八條第二項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

四 第十五條(第十條第二項及び第五十八條において準用する場合を含む。)(又は第五十二條第二項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定による届出を怠つたとき。

五 第二十條(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

六 第二十五條第二項後段又は第四十條第四項(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

七 第三十條若しくは第五十條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百四十四條又は第四十一條若しくは第五十五條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を

含む。)(において準用する同法第二百六十條ノ三若しくは同法第四百十九條の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八 第三十二條第五項(第五十一條第四項及び第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

九 第三十六條第一項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十 第三十七條又は第三十八條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 正当な理由がないのに第三十九條(第五十八條において準用する場合を含む。)(又は第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百七十四條第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百七十四條第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百七十四條第二項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第四十二條(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して通常総会の招集を怠つたとき。

十五 第五十五條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十六 第五十五條において準用する商法第四百二十一條に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十七 清算の終了を遅延させることを目的として第五十五條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたととき。

十八 第五十五條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第七十五條 第六條第二項(第五十八條において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。
2 この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、

第六條第二項の規定にかかわらず、これを用いることができる。

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七號)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十五号の次に次の二号を加える。
十五の六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会の設立の認可等必要な処分をする。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。
第六條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 小型船海運組合法(昭和三十三年法律第 号)の規定により運輸審議会にはかかることを要する事項
第二十三條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 小型船海運業の安定に關すること。
第四十條第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 小型船海運業の安定に關すること。
四 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会

五 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

第二号第五号の次に次の一号を加える。

六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酒販組合中央会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に、「小型船海運組合法」を加える。

7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

○木村(俊)委員 たいま議題となりました小型船海運組合法案につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

木船を中心としまして、小型船は現在総数約二万三千二百隻、百七十五万重トンに及びますが、これらの船舶によつて輸送されますものは石炭、鉄鋼、石材、砂利等、わが国基礎産業の重要物資でありまして、昭和三十年年度における総輸送量は約三千七百七十五万トンに達しております。この輸送量はわが国の内航総輸送量の六三・五%に相当しております。海運において、小型船の占める地位はまことに重要なものがあるのがあります。しかしながらこの小型船による輸送を担当しております小型船海運業者の実態を

見ますと、九〇%以上の者がいわゆる一ぱい船主でありまして、お互いに無用の競争を行い、運賃は不当に低いものとなっております。従いまして当然その経営状況はきわめて悪く、資本の食いつぶしによつて維持されておるといつても過言ではないのであります。

その結果、船体は老朽化し、海難率も高くなり、積荷保険料も高率なものになりまして、このことがまた運賃採算の悪化へと循環いたしまして、小型船海運業の不振を恒常化しているのであります。このような小型船海運業の事態を改善いたしまして、近代的、合理的な中小企業として小型船海運業の健全なる発達をはかり、もつてわが国経済の発展に寄与するためには、零細な小型船海運業者が相互に団結いたしまして、組合組織のもとに、運賃の低下その他不合理な点を是正することが必要でございます。すなわち、これらの個々別々の零細企業者に対しまして、その置かれてある経済環境を改善するために、小型船海運業者が団結してその力を強化する道を与えなければなりません。その組織化を助長促進し、要すれば組合員以外のものにも国家の力によつて法規制を行い、もつて小型船海運業の安定をはかろうとするのが、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。まず小型船海運組合の組合員たる資格者は、木船運航業者、木船貨渡業者、木船回漕業者並びに五総トン以上五百総トン未満の鋼船による運航業者及び貨渡業者であります。設立の方法は、十人以上の発起人が集まり、地区別、貨物別または業種別

に、運輸大臣の認可を得て設立いたします。小型船海運組合の事業は、運賃、回漕料、貨船料等の運送条件、貨物の引き受け、配船船腹、保有船腹、燃料等の購入等について調整するいわゆる調整事業が主でありまして、副次的に共同事業を行うことができます。調整事業を行う場合には、調整規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければなりません。このようにいたしまして、小型船海運業者が自主的に小型船海運業の合理化、安定化をはかるのであります。それが員外者の行為によつて乱される場合には、運輸大臣が事業活動の規制に関する命令を発することに よりまして、小型船海運組合の調整事業を保護助長することとなっております。

以上が小型船海運組合法案の提案理由と概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わるようお願い申し上げます。

○淵上委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

○淵上委員長 昨日提出者より提案理由の説明を聴取いたしましたモーターボート競走法を廃止する法律案(井岡大治君外十名提出、衆法第二四号)及びモーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)を一括して議題とし、質疑を許します。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 大臣がお見えになっておりませんから、私は事務的な面について質問をいたします。まず通産省にお伺いをいたします。競輪、あるいは小型自動車、あるいはオートレース、あるいはオートバ

イによりまして競走等、この種の法律ができましたのは、一面におきましては地方財政あるいは国家財政等、財政の面からその収入を増加するといふような目的もありました。それが同時に、これらの産業を開発して、いわゆるこれら産業の振興に寄与するといふ目的をもつて制定せられたものであると存じております。法律の趣旨におきましてもそれがうたわれておるわけでありまして、今までのこの種の競走によりまして、これら内燃機の発達にどのような効果を現わしたか、その具体的な効果面についてお伺いをいたしたい。

○古河説明員 昭和二十九年以降でございまして、自転車産業その他の機械産業につきまして、約十八億円の金を使つております。その支出先としては、輸出の振興とか、それから今おっしゃつたような機械の研究、その他いろいろの事業振興をやつておりますが、今おっしゃいましたエンジン等につきましては、その後非常に研究が進みまして、外国の性能に比べまして、さして劣らないという段階まで至つております。

○山口(丈)委員 競走用のために、その性能が優秀になつて、進歩している。それは競走せんがためのいわゆるエンジンの改良、あるいは自転車における改良、あるいは自転車の性能の改善等が行われたのでございませうが、しかしそれが実際にわが国産業の発展上、実用的にどういふ効果があるかといふことについては、競走用そのものについては効果があるといつたとしても、たとえばこのモーターボートに取りつけられるエンジンのときは、競

走用としてはなるほどいいかもしれませんが、しかしこれを実用に供せるとする場合には、さしてこの競走法があるから、従つてそれが振興するとは考えられないのでございませう。実際にモーターボートに取りつけられるエンジンなるものが、船舶に実用化されておるのであります。どうでございませうか、その点について伺つておきます。

○山下政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問がございましたモーターボート競走のエンジンの進歩の面でございますが、お話のようにモーターボート競走が開始されて以来、その使いますエンジンの改良の面につきましては、確かに著しい点があると思つております。しかし御承知のようにあのエンジンは、原理的には実用の機械につきましても同じようなことが言えるわけでございます。たとえばあつた早い回転数を出しまして、またそのためにシリンドラの内部の熱に対する影響とか、または点火程の問題とか、またはその燃料を気化します。いろいろな機能等につきまして、同じようなエンジンにつきましてはやはり同じような原理が適用されるわけでございます。御承知のように現在のわが国のエンジンは、スロー・スピードの機械は相当発達をいたしておりますけれども、あつたハイ・スピードのエンジンにつきましては、非常に劣つておるわけでございます。従いましてあつたエンジンが向う上されることによりまして、その応用といたしまして実用になる、あつたハイ・スピード・エンジンの改良になつて、さして当然でございませう。

走用として、さして当然でございませう。しかしこれは実用に供せるとする場合には、さしてこの競走法があるから、従つてそれが振興するとは考えられないのでございませう。実際にモーターボートに取りつけられるエンジンなるものが、船舶に実用化されておるのであります。どうでございませうか、その点について伺つておきます。

○山下政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問がございましたモーターボート競走のエンジンの進歩の面でございますが、お話のようにモーターボート競走が開始されて以来、その使いますエンジンの改良の面につきましては、確かに著しい点があると思つております。しかし御承知のようにあのエンジンは、原理的には実用の機械につきましても同じようなことが言えるわけでございます。たとえばあつた早い回転数を出しまして、またそのためにシリンドラの内部の熱に対する影響とか、または点火程の問題とか、またはその燃料を気化します。いろいろな機能等につきまして、同じようなエンジンにつきましてはやはり同じような原理が適用されるわけでございます。御承知のように現在のわが国のエンジンは、スロー・スピードの機械は相当発達をいたしておりますけれども、あつたハイ・スピードのエンジンにつきましては、非常に劣つておるわけでございます。従いましてあつたエンジンが向う上されることによりまして、その応用といたしまして実用になる、あつたハイ・スピード・エンジンの改良になつて、さして当然でございませう。

走用として、さして当然でございませう。しかしこれは実用に供せるとする場合には、さしてこの競走法があるから、従つてそれが振興するとは考えられないのでございませう。実際にモーターボートに取りつけられるエンジンなるものが、船舶に実用化されておるのであります。どうでございませうか、その点について伺つておきます。

用のエンジンが、今声ノ湖におきまして一般のレクリエーションのポットに使用されておるといふ例も相当あるわけでございます。従いまして特定のエンジンでございますが、それを改良することによりまして、応用として同種類のエンジンの改良に役立つという点とは、はつきり申し上げることができると思っています。

○山口(文)委員 通産省にお伺いいたしますが、今の通産省の説明によりまして、わが国の機械輸出について非常な貢献をしておると申されますが、私は競走用の自動車等によって、日本の機械産業が海外に大きく輸出を伸ばしていくような基礎になつていまして、考えられませんが、もしあるといたしますならば、具体的にどういふ点が改良せられておるか。その結果に基いてどういふふうに日本の機械産業の振興状況が現われたか。私はそういう点については、この競走があるためにそういうふうな研究が旺盛になり、そうして御答弁にあるような振興がはかられているとはどうも考えられませんが、その点いかがでしょうか。

○古河説明員 自動車競走からの影響でございますが、今御指摘の点は、自動車競走によってどの程度輸出が伸びるかという御質問かと思ひますけれども、これにつきましては自動車競走によりまして自動車の重量が軽くなつてきた。軽い車でないといふ走れない。従いまして輸出いたします車も軽化した。いわゆる軽い車といふふうな研究がすすんで、目下いわゆる軽量車の輸出が徐々に進んで参つておる、こういうことではあります。それからあと一点でございますが、自動車競走そのもの

のからではございませんで、自動車競走をやりました、その結果今までございまして自動車競走法等の臨時特例に關する法律といふのがございまして、これによって一定の率の、いわゆる振興費と申しておりますが、その金を使つて、輸出の振興、生産技術の向上、中小企業の指導、こういう方々にその金を活用いたしております。それから特に輸出の向上につきましては、たとえは海外に見本市、フェアがございます。そういうたときの出産をいたしますか、あるいはまた自動車の貿易あつせん所を作るとか、あるいはその他の機械のあつせん所を作るとか、そういうことには活躍いたします基盤を提供いたしておりますのでございます。

○淵上委員 山口君に相談いたしますが、自動車の問題でなくてポットの問題を願ひたいのですが……

○山口(文)委員 閣下があるから質問格において時限立法を作るといふことについて、時限されておるわけですが、御了解をいたさうと思ひます。私はこの機械の研究向上といふものについては、何も競走によつて、言いかえると賭博行為によつて得た金で指導奨励の資金を得、あるいは研究費を得なくても、こういう邪道によつて産業の振興をはからなくとも、もつと国家の責任において、正当な国家予算をもつて、国民全体の責任において、これらの研究を行うようにすることが正

道である、こういういたずらなる射幸心をあおり、賭博行為を奨励して、そして日本の輸出産業を奨励するといふようなことをつけをやるということには、私は正しい政治のあり方ではない、こういうふうな考へるわけですが、所管大臣である運輸大臣は、これについて一つどういふ所見でありますか、伺いたい。

○宮澤國務大臣 大体御質問の御趣旨は私もそつち思ひますけれども、今までやつてきておりました、今急にこれをやめていくといふことも、いろいろな面からなかなか困難であろうと思つておりますので、地方財政の面も同様でありますし、それから業界自体としても全くお話のようにこれが性能、技術その他の方面に貢献しないといふこともないやうであります。今日まで一つ一つの事実としてやつてきておりましたので、急にこれをやめていくといふことは非常に困難ではないか、こう思つております。

○山口(文)委員 今変えることが困難である、急激にこれをなくすることが困難であるといふことは、法案をお出しになる場合、今直ちにこれを廃止することができないか、として、三年間なら三年間の期限を切つてその後は廃止するといふ目標を定めて、その有効期間内にそれぞれ改正すべき方向へ、研究機関を設けるなりいたしまして、社会秩序の上から見ましても確かに弊害のあるこれらの法律を廃止をしていくより、政府として当然の努力をせらるべきではないか。しかるに何らそれについては努力されない、そして今言われるように、既存の事実として社会悪をそのままに残しておくとい

う手はないではないかといふふうには私は考へるわけですが、これについてどうですか。

○宮澤國務大臣 このたびの改正もお話のようないろいろな弊害をなくして、いい方面を生かして悪い方面を減らしてやつてみる、ですからこの際三年という期限を切らないでも、それでしばらくやつてみて、その結果また考へてもいいではないかといふように考へます。

○山口(文)委員 私はあまりにも現在の社会には、特に戦後は公認賭博が多過ぎると思ふ。競輪にいたしましてもあるいは競馬にいたしましても、あるいはモーターボートあるいはオートレース、それのみではございません。まだ町にはパチンコなど、まことに現在の社会は賭博の社会といつても差しつかえない。あるいはまた富くじなど、このためにどれほどまじめな人々がこれらの社会悪の中に落ち込んでおるか。故に家庭生活を破壊せられておるか。故に山内閣のときにできたのだ」と呼ぶ者あり。今かりに配付せられた資料によつて見てみますと、この競輪、競馬あるいはモーターボートあるいはオートレース等、この種の賭博行為によつてあげられる金は、この表によりますと年々千億以上に上つております。これは私は国民の悲劇をここに現わしておるといふも差しつかえはないと思ひます。もちろん競輪は法ができましたのは片山内閣のときであつたと言つておられます。私も認めますけれども、必ずしも社会党だけの責任ではない。終戦当時のあの国家財政上あるいは地方財政上から、その財源のため

の一つの手法としてとられたことであつたとしても決してこれは正しいものではないといふふうには思ひます。同席の委員諸君もそう思われると思ひます。私も、もしこれが正しい行為であるならば、このような政策をとることが正しい行為であると言われる方は、一人もなからうと思ひます。こういう意味におきまして、少くともこれらの正しくないことを認めつつも、社会の混乱を来たしている。全く秩序の乱れた、他に手段のない時代であれば別であります。今日のように社会秩序も回復を、財政経済も一応の安定を見ている、この社会におきまして、ひとり競輪、競馬等あらゆる公認賭博行為をもつて社会秩序を混乱に陥れる、あるいはまじめな家庭生活を破壊するやうな行為をどうも存続しておく必要はない。また今通産省の御答弁にもありましたが、日本の機械産業がこういう競走によつて著しく進歩していき、そのために海外貿易に非常に貢献しているなどということは考えられませんが、かりにこれを競輪にとりましても、競輪用の自動車が自動車の軽量になることを研究して、それが非常に貢献しておるとおつちやいますけれども、そんなことは何も競輪でなくとも、時代の趨勢としてそれを研究していかなければ、国際社会の競争に勝つことができないのでありますから、従つてそういうふうなことは私はあり得ないと思ひます。まして今日なるほど自動車の軽量化といふことは非常に進められておるやうでありますけれども、実際にその軽量化された自動車が実用に供せられるかどうか、生活上必要であるかどうかと

いり点につきましては、私は非常な疑念を持ちます。実際に運搬用あるいはその他の実用には供されないのであります。言いかえまして、遊覧用あるいはその他のいわゆる享楽用に用いられるものであつて、決してまじめな生活に貢献し得るものではないと存じます。この点につき、ただ政府のそのときそのときの答弁によつて合理化されることを私は遺憾に思ひわけでありませんが、通産省としてもあるいはまた運輸省としても、私が今申し上げますようないふゆるるこゝろに不当な行為をおつて、その行為を正当化するようなことはお互いにやめていくべきだと考えますが、そういう点について、他にもつと有効適切な振興方法はかかるために、その計画が持ち合されてしかるべきだと思ひます。いかかか合せていらないのでしうか、あるものでしうか。

○山下政府委員 たいまお話のごさいますしたような面につきまして、私もこのモーターボート法を施行いたしたすに、とくと反省をいたしておきます。御承知のようにこのモーターボート法施行の目的にございますように、地方財政に寄与すると同時に、関連工業の育成、振興をはかるということになつておりますが、いろいろの点で今まで地方財政に寄与した点につきましては十分御承知の通りであります。現在の段階において不公平があるのではないかと、一つの自治団体がモーターボート等によつて非常に収益を上げておるのに、他の付近の市町村がこれに参加できないといふやうな不公平論もあるように私は聞いてお

ります。しかしこれにつきましては、市町村の指定につきましては、自治庁長官が認可する建前になつておりました。市町村がその必要がありといたしますならば、私たちが一つの競走場においてこれらの自治団体が利用し得るようになり、極力あつせんなりまた仲介の勞をとりたいと思つております。そういう意味におきまして、なるべく地方財政に寄与するようになり、その均霑化という問題につきまして私どもは努力いたしたいと思つております。

それから先ほど輸出振興の点につきましていろいろ御質問なり御意見がございまして、自振車におきまして、いろいろ競輪を行つことによりまして、自振車の輸出振興または品質の改良の点に大いに効果をおぼられると思ひます。またモーターボートにおきまして、先刻申しましたように、モーターボートの性能の向上という点につきまして偉大な貢献をいたしております。それ以外に輸出振興の面におきまして、この納入金によりまして事業、今回の交付金によりまして事業を輸出振興等に相当振り向けております。たとへば船用の内燃機関の海外宣伝用のパンフレットを作成するとか、また船用機関の海外市場の調査をするとか、またそれらの宣伝用の映画を作成いたしますとか、海外宣伝用のカタログの作成をいたしますとか、また英文の日本の標準規格を作りましてそれを外国の船主に示し、日本の造船工業でこれを用いるものを使つておるのだといふことを示したりいたしております。そのほか輸出向け的小型内燃機の形式を統一するといふやうな研究等も、これらの費用をさきましていたしておるわ

けでございまして、特にこれが目に見えて直ちに響くといふことは言えないかもしれませんけれども、大きな意味におきまして輸出振興の面につきましては相当な寄与をいたしております。たとへば小型内燃機の輸出実績におきましても、三十九年度は輸出は約二千二百台でございまして、三十一年度には約四千台の輸出を見ております。金額にいたしましては約十億円ほどの額になります。これが直ちにモーターボート法による効果といふことはどうもい断定できませんけれども、大きな意味におきまして輸出振興の面、相当にこのモーターボート等の売上金の一部によりまして振興が行われておるといふことにはつきり言えるのではないと思ひます。こゝろいふやうなわけをございまして、これを直ちにやめまして、それにかかわる方法があるかといふお話だと思ひますが、先ほど申しましたように地方財政の面と関連工業の振興という面を相当大きな寄与をいたしております。従ひまして、ただ私どももいたしましてはこのモーターボート競走が与へます悪い影響を極力減らすやうに、またこの競走を健全化するやうな線を考えて、できるだけの改善を加えていきたい、こゝろいふやうに思つております。そういう線でも私どもも思つては、今後とも厳重な監督を加えて、世人の非難等をできるだけ軽減していき、決意を持って進めていきたいと思つております。

○山口(文)委員 今御答弁がございましたが、私はやはり私どもの主張していただくのは正しいと思ひます。と申しますのは、この競走によりまして得る

金というものは、ほとんどが中産階級以下のいわゆる大衆層からの金であります。しかもこれらの富くじであります。とかあるいはパチンコ競技でありますとか、スマート・ボール競技であるとかは、まだ年々町にはらんらんをいたしております。公認をいたしております賭博行為の売上金、こゝろいふやうなものを徴すれば私は莫大な金に上ると思ひますが、そのうちの競輪、中央競馬、公営競馬、モーターボート競走あるいはオートレース等の、この種の競技だけのものをここに提出を願ひました。この資料をもつて見ましても、その売上総額は千億以上をこしておる。このやうな膨大な金を集めておいて、そしてその利益がなるほど地方財政に寄与しあるいは国家財政に寄与をいたしておるといたしまして、この法律の目的はいわゆる機械産業振興を主たる目的として、地方財政、国家財政に寄与するものは副次的に第二義的に考えられておるのがこの法律の趣旨なんです。しかるに今の答弁によりまして、この競走によつてのみとは考えられないけれども、少くともそれによつて改善されたものをもつてして、輸出その他による利益といふものが十億であるといふやうなお話であります。これは全くもつて弊害ばかりが多くて、利益といふものは皆無だと申しても差支つかえない、私はこゝろいふやうなことを続け

るよりも、少くとも早期にこれを廃止するやうな方向を政府がとることが正しい政治のあり方であると思ひます。ゆえに、社会党はすでに昨日御説明も申し上げましたように、その趣旨に基きまして競馬あるいは競輪あるいはモーターボート・レース等々のこゝろい

る賭博行為を主とした法律を、以後二年間をもつて廃止すべしという法律案を提出いたしておるのであります。もちろん今御答弁にありますが、今日きよからこれを廃止するといひましたならば、それは膨大な施設あるいはこれに使用をいたしております諸財産等の処分及び地方財政等に対しまする措置等、一連の措置を講じなければ、これを一気に廃止するといふことはできないといふことをわが党も認めます。しかるがゆえにそれだけの期限を置いて、そして将来これを廃止するといふ建前に立つて、正しい社会秩序を善導して参るといふことが、当然の責任として考えられなければならないのであります。従つてわが党はこの廃止の法案を提出いたしました。少くともこの法案の趣旨には私はどなたも反対ではなからうと思ひます。政府におきまして今審議中でありまして、政府の法律案にはそのやうないわゆる解消すべき目標を国民に与へべき絶好の機会に際しまして、なおその方向を与へないといふことは、これは国民を迷わし、かつ社会秩序を善導しない、逆に悪導の方に導くものである。こゝろ考へるわけでありまして、従つてこの際政府はこれがすみやかなる解消に向つて措置すべきであり、私はこの機を絶好の機として、その御意見を明確にせらるべきときではないかと思ひますが、運輸大臣の所信を承わりたい。

○宮澤國務大臣 大体のお話の趣旨には、なるほど反対する理由はないと思ひます。ただこゝろいふ公認した射幸的なことを一挙に閉じてしまへば、またそれが隠れた方面に出ていかない

とも限りませんし、やはりこれは全体の国民の生活文化の改善向上と相俟って、こういう事柄は総合的に考えていかなければいけないのじゃないか。この面にも悪いところばかりではない。やはり人間の生活にこういふ楽しみも一つあっていい。その楽しみに付随して起る悪が非常にひどければ、これは是正していかなければならない。やはり人間が伸びていくのですから、あまり窮屈に考えないで、悪い方を是正して、しばらく模様を見るという事でこの改正案も出ておられますし、そういうふうな考え方を今政府としてはとっていきなさいと考えておられます。

○山口(文)委員 運輸大臣はどうか答弁を巧妙にして、目標をはっきりと示されない。従って私は非常な不満を覚えるわけなんです。わが党提出の法律案も、今一氣にこれを解消しようという考えは持っておられないのであります。少くとも二年間の期限を置いて解消する。そうしてその二年後に解消を目標といたしまして審議会を作って、そしてよくその実情を検討する。その検討の結果、なお存置すべしという結論が出ればまた別でありますけれども、この審議会において適切な解消の結論を経て運輸大臣に答申があれば、政府はその解消に向けて努力をして参られることが当然の責任である。私は考えるわけであります。従って今運輸大臣の御答弁は、私の質問あるいはわが党が提出をいたしておりますこの廃止法案を何か誤解されているか、あるいはその内容を御存じないのか、ないかというふうに思うわけであります。私が今の大臣の答弁に遺憾に思いますが、よい面もある、よい面もある

と申されますけれども、そのよい面と悪い面とを比較しまして、たといよい面が七、悪の方が三でありまして、こういう三分の悪を残しているというふうなことではいけません。少くとも競輪でありますとかモーターボートとかオートレースとか、こういうふうなものはいくつか悪が七割であつて善が三割にしか過ぎない。しかるに現実に金を取り上げて、政府の責めに帰すべきものを大衆に転嫁して、地方財政をまかなわしめておる、こういうことは私は邪道だと思ふ。邪道が善をいかにほどにかばおうといたしてもかばえるものではない。従つてこの際私はずみやかに解消に向うべき研究だけでも、総合的に研究する機関だけでも設けられるべきではないかというふうに考へるわけですから、全然その御計画はないのですか、あるのですか、一つ承わりたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 お答えいたします。これらのことを研究していくということはもちろん反対するわけではありませんが、それは何らかの方法をもつて、ただこれに期限をつけてすぐ目標を定めるといふのではなくて、改正いたしまして、それを見ながらその両方をやつていつたらいいのではないかと考へておられます。

あることを確認いたしておきます。あとは討論に譲ります。

○淵上委員長 ほかには質疑はありませんか。——なければ両案に対する質疑は終了いたしました。

なおモーターボート競走法を廃止する法律案は議員発議にかかるとする法律案でありますので、国会法第五十七條の三の規定により内閣に對し意見を述べざる機会を与えなければなりませんので、この際内閣の意見を求めます。宮澤運輸大臣。

○宮澤國務大臣 ただいま答弁のうちにも申し上げました通り、すでにモーターボート競走法の改正案が出ておられますので、この改正案によりましてお話のようなこの法の欠陥を是正していきたい、こういうふうに考へておりますので、この際すぐにこの社会党提案に賛成することは残念ながらできません。

○淵上委員長 それではこれよりモーターボート競走法を廃止する法律案(井岡大治君外十名提出、衆法第二四号)に賛成の諸君の起立を求めます。

○關谷委員 ただいま議題となつておりますモーターボート競走法の一部を改正する法律案に對しまして、修正の動議を提出いたします。まず修正の案文を朗讀いたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「その他モーターボートの」を「その他モーターボートの製造に関する事業」に、「並びにこれらの」を「並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業」に改める。

第二十二條第二項中「製造に関する事業」の下に「並びに海難防止に関する事業」を加える。

第二十二條の四第四号中「製造に關する事業」の下に「並びに海難防止に關する事業」を加え、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「製造に關する事業」の下に「又は海難防止に關する事業」を加える。

次に修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。御承知の通りわが国周辺の海域は、特殊の氣象現象のため海難事故が頻出したしまして、貴重な人命が失われるのみならず、海運界は毎年多額な損害をこうむつておるのであります。たとへば海難統計によりますと、昨年一カ年間に於ける海難船舶は五千四百九十五隻の多数に上り、また積荷並びに船舶に与へた見積り損害額は実に四百億円の巨額に達しておる実情であります。これら海難の防止につきましては、海上保安庁を初め民間各団体においてそれぞれ対策を講じて鋭意努力を續けておられますが、經費の關係上、所期の目的を達し得られないことは、

まことに遺憾にたえない次第でございます。よつてこの際本法案に基き交付金の一部を海難防止に關する事業に使用し得るよう改めまして、これら事業の活発なる活動を促進し、もつて船舶航行の安全確保に寄与せしめようとするのが、本修正案の目的とするところであります。何とぞ委員各位の御賛成を得たいと存じます。

○淵上委員長 ただいま提出されました修正案に對し、質疑があればこれを許します。

○中居委員 ただいま提出になりました本法案に對する修正案に關連いたしまして、運輸大臣または当局者にお尋ねを申し上げたいと思ひます。実は私は先ほど本法の改正案に關連して質問しようと思つたのでありますが、委員長から質問許可の通知がなかつたのでございまして、この修正案に關連いたしましてお尋ね申し上げたいと思ひわけでございます。

今回のこのモーターボート競走法の一部を改正するという政府提案の原案を前提といたしまして考へますならば、ただいま關谷議員から提出になりましたこの修正案は、一歩前進した修正案であるという事を認めることに私はやぶさかではないのであります。しかし運輸大臣にお尋ね申し上げたいことは、今回のこのモーターボート競走法の一部改正案の改正の大きな項目は、國庫納付金制度に改められたこと、これを交付金制度に改められたこと、これが今回の改正案の一つの大きな眼目であるのでありますが、こういう競走法といふものを必要悪として認めて、何がしかの利益を國家社会に及ぼさう、こういう考へ方に立つ

てこういう制度を存続しようとするならば、どうして国庫納付金制度というものを廃止して交付金制度になさったか、これは政府が考えておられる必要悪というものを是認していくという考え方と相反するものではないか、こう思うわけでございますが、この点いかがお考えですか。

○宮澤國務大臣 これはお話の通り、そう言う矛盾になりますけれども、そんなにいいことではないということですから、それから上る金を国庫納付金としない方がいいじゃないかというよりな考えからきておるものであります。

○中居委員 そうすると政府はこういう制度を必要悪として、やむを得ざるものとして認める、こういう必要性を認めて、そしてこういう法律の存続を決定しておきながら、それから上ってくる何がしかのお金を国庫の納付金にして、それを広く国家社会のために使うという事、そのことが私は必要悪として是認せらるべきだ一つの理由ではないかと思つておるのです。それを国庫納付金制度というものを廃止しまして、これを民間団体への交付金として、その使用方法も全部一任するということ、私は非常に危険な方法ではないか、こう考へるのですが、重ねて大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 ただいまの修正案にもあります通り、その方にもまた一つ制限を加えて、こういう海難救助の方面にも金を向かわせるとか、いろいろ配慮しております。これくらいな金額のものを地方団体の処理にまかせても差

しつかえないのではないかと、こう思うわけであります。

○中居委員 私はむしろこの売上金の何%かが返ってくる、この金を集中的に社会保障制度、社会事業制度、こういうものに国家の強い命令によって使用する、こういうことによつて初めてこういうた賭博行為というものが必要悪として是認せられる理由というものが生じてくるのじゃないか、こういうふうに私は考へておるのです。従いまして、こういう法律、こういう制度というものを政府が是認するならば、むしろ堂々と国庫納付金としまして集中的に社会事業的なものにこれを使用するという事によつて、世論の緩和というものが、あるいは国民の納得ということも得られるのじゃないか、私はこう考へておるのです。ところが今回のように国庫納付金制度というものを廃止しまして、それをどうにも使いなさい、こういうふうな投げやりな態度をするという事は、弊害をますます助長させまして、こういう制度に対する世論の緩和というものを皆無にしてしまつておるのですが、重ねて大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 御質問の御趣旨は一つの御意見として私も十分傾聴はいたしますけれども、地方自治体においてもこれはやはり社会事業の方に使つておるわけでありまして、この程度の金額は、その地方々々で得たものを地方の処理にまかせていくという事で、必ずしも国庫に集中しなくともその目的を達すれば、御意見のよ

う方面に指導していけばいいのではないかと、こう考へております。

○中居委員 それは大臣のお考え違ひなんです。地方財政に対しては従来から還付金制度、納付金制度があるのです。それは地方財政の寄与になっていくのです。そのほかに国庫に5%ですか、何%ですか、納付せられておった金額を廃止して、それを交付金制度として連合会に交付する、こういうことになったのです。この点を私は何とおるのです。

○山下政府委員 地方財政の寄与の意味におきまして、昨年度においてはモーターボート関係だけで約十億近い金が投せられておるわけでございませう。交付金としまして例の関連造船工業の振興に使います金は約一億数千万円になっております。従いましてこの地方の公共の福祉の点につきましてはそれぞれ地方の自治団体におかれまして、その地方の事情を十分反映して有益に計画を立てて進めておられるようでありませう。額にしましても先ほど申しましたように約十倍近い大きな額が地方に還元されておるわけでございませうが、このうち約一割程度をこの造船の関連工業の振興に使いますこと

は、決して意味のないことではございませぬし、またその一億数千万円の納入金がおもに中小企業の設備資金、合理化等にも大幅に使われております。そういう意味におきまして中小企業の振興という事業並びに中小企業の技術の改善という面で、やはり一種の社会的な意義を持つものではないかと、ただその範囲が非常に局限されておりますけれども、やはりそういう意味におきましては、一種の社会福祉的な意

義を持つものではないかと、こういうふうに考へております。将来ともやはり先ほど修正の御提案がございましたように、たとえば海難救助にいたしましたけれども、大きな船も海難はありますけれども、海難のおもな数はやはり中小の船主の持つております船でございませう。たとえば機帆船とか漁船とか、そういうものがやはり海において相当大きな損害を受けておるわけでございませう。そういうことにこの費用の一部が使われ、海難がなくなるということになりますと、やはり大きな意味におきます社会福祉的な寄与が中止企業にも及ぶというふうに考へられるわけでございませう。従いまして先生の御意見のように全面的に全部がいわゆる福祉的な意義に使われることにはならぬかもしれませぬけれども、そういう意味においては相当程度やはり社会福祉のために使われているということが言えるのじゃないかと思つておるのです。

○中居委員 年間一億数千万円、この金は逐年増加すると私は思ふのです。が、一体交付せられた金の所有権はどこに属するのですか。

○山下政府委員 今度の法律の建前では、モーターボート競走連合会に一応所属するわけでございませう。

○中居委員 そうしてその交付せられた年間一億数千万円、年を経るに従つてこの交付金額は莫大な金額になつてくると思ふのですが、この交付せられた金額の用途はどういう計画に基いてどのよう

に使用せられるのですか、その具体的な計画をお示し願ひたいと思つておるのです。

○山下政府委員 従来はこの納入せられた金は連合会のものでございませうが、この用途につきましては運輸

大臣が指示されるところに使ひ、運輸大臣がどういふところに指示されるかにつきましましては、それぞれの学識経験者を集めましていろいろ協議をいたしまして、必要なところに使ひたい、そういうことを大臣に答申をいたしたい、そうしてその答申に基いて大臣が指示をされておるのです。今度の法律におきましては、法律上の解釈でございませうが、そういう競走から上りました金が連合会のものであるのに、大臣がこれを指示するのはおかしいではないか、やはり競走会の金であれば競走会が使用するにすべきだというよりな法律的な解釈でございませう。しかしその使途につきましましては、金の性質上連合会がみだりに自分勝手に使うということはいかない。当然その使途につきましましては運輸大臣の承認を得て使ひなさいというふうな規定になっておるのです。この使ひ方につきましましてはしかるべき組織を設けて、そこで十分先ほど申しましたような趣旨に合致するような運営が、運輸大臣の納得せられないようにならなければ、運輸大臣は当然承認をなさらないのではないかと、その趣旨が納得されるものであれば、運輸大臣が御承認されるというふうになります。

またその交付金の使用計画その他につきましても、事前に連合会において十分案を練らせまして、それに対して承認を与えて、また毎四半期その実際の使途につきましまして十分に監査をする。また計画変更等があれば承認を得させるといふような、非常に繁雑でございませうが、しかし金の性質上取扱いを非常に慎重に、しかも有効に使われたい、こ

うふうふう考へておるのです。

うふうふう考へておるのです。

○中居委員

私はそういう制度自体について非常に心配を持っております。大体このモーターボート競走法は、先刻来同僚の山口委員からも指摘いたしましたように、時限立法のつもりで制定せられたものだと私は思っております。しかしこれを数度にわたって改正することによって、なるべく弊害を少くしよう、こういうことで、今まで数度改正になったのですが、そうすることによって、こういう時限立法を政府はあるいは運輸当局は恒久立法化しようとしておられるのではないかと、こういうことを私は指摘しておるのです。そして弊害を少くしよう、という考えのもとに改正せられることがどうなることになるかといふことが、一方においては官僚がそういうものについての実権を握ってしまふ。見ようによりましては、個々の經理に対するところの特設法人の設立、こういうものは、明らかにそういう私どもの杞憂というものが事実となつて現われておるのではないかと、こういうふうに私は考えております。こういうことが一つ。

もう一つは、今回のこの納付金の使途についてであります。民間のそういう審議会、団体の考案に基いてこれを使用せしめる、こう言つてはありますが、しかし実際は、弊害をなくするために運輸大臣がその事業計画なり何なりについて詳細に検討して認可するのだ、こういうことでもあります。これも結果論を申し上げますならば、運輸官僚がこういうものについての發言権を持つのだ、こういう弊害が私は当然生じてくると思つております。こういう制度は、現に過去二カ年間臨時措置

置法といたしまして実施して参りました。しかし国庫納付金制度をとつておつた過去の実績と、それからこういふ臨時措置法によつて行われて参りました過去二カ年間の実績の経過と比較してみましても、何らそこにプラスの面がなかつた。むしろここに根強いガーンというものが形作られつつあるのではないかと、こういうことを私は考へておるのです。しかも私は、社会を混乱せしめることによつて社会の暗い面を作ることを前提としながら行われておるこういう制度は、なるべく廃止すべきではあるが、しかしあなたの方の言われるように、いい面もあるのだ、こういう必要悪といふ考え方に立つてやらないならば、こういう金の使途は、こういう制度から上つてくる金は、広く國民大衆のために使われるべきものであつて、限られた機械工業とか、モーターボートの関連産業、そういうものに限定して使途すべきものではないと私は考へております。しかもこういう制度を行なつて参りました過去二カ年間の実績をごらん下さい。金の使途をごらん下さい。ほとんど大半が何々振興会、何々協会に対する補助金、こういうふうな流れに流れております。こういう振興会あるいはこういう協会がどういふことをしてそのお金を使つておるかといふことは、私が論ずるまでもなく、皆様方が十分御了解のことと思つております。今日政界とこういふ業界とのくさね、あるいは官界とのこういふ面のなれ合い、こういうことがひどく國民世論の反響を買つておる場合に、かりにもそういう疑いを起すような原因を私は作るべきではないと思つております。これはむしろ

堂々と必要悪として、昔のように国庫納付金といたしまして、国庫の収入として国会の審議を得て、そうして国家予算としてこれを國民大衆のために使つてこそ、初めて必要悪であるといふ一つの理由といふものが生じてくると思つております。これらについて運輸大臣の確たる所信を重ねて私はお尋ねしたいと思つております。

○宮澤國務大臣

ただいま中居さんの御意見は、私も重要な御意見として承りたいと思つております。これも三年度の期限で時限がついておるものであります。やはりモーターボートだけでなく、自転車その他の方面とも関連いたしまして広範な関係を持つておりますので、それらともならみ合せまして、ただいまの御意見を尊重してこれから先考えていきたいと思つております。

○淵上委員長

有田委員 有田喜一君。

○有田委員

この提案者並びに政府側に開きただしたいのでございますが、御承知の通り現在水難救済会というものがござりまして、これが海難防止並びにその海難の救助に非常な努力しております。この事業はきつめて重大な事業でございますが、そういう方面に、このモーターボートによる納付金といふものが、この資金を融通されて、そういう真剣な海難防止、救助の事業の発展に大いに資するといふことは、刻下きつめて重大なことであると思つております。今提案者もこの海難防止にはそういう意味が含まれるといふように言ひ、私もそのつもりでありますが、ここにこの点を明確にいたしたために、一つ提案者並びに政府から、この水難救済会の救助事業は入るかといふことはつきり御答弁願いたいと思つております。

○關谷委員

ただいま有田委員からの御尋ねの点は、私はその防止の中に救助の意味を含めて考へております。

○山下政府委員

ただいま仰せございまして、御承知のようにただいま運輸省におきまして航行安全審議会を設けまして、海難防止につきましていろいろ研究をいたしております。この結果に基きましてどういふ手を打てば一番海難救助、海難防止に役立つか、またはこの海難救助に対しては、どういふ点を考へるべきだといふようなことが当然審議されてまいりまして、この結論が得られることと思つております。従いまして私どももいたしましては、ただいま提案ございました点につきまして、そういう審議会等の意見を相当尊重いたしまして、処していきたい、こう考へております。

○淵上委員長

これにて質疑は終了いたしました。

○山口(文)委員

私は日本社会党を代表いたしましたとして、ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案並びに同法律案に対する修正案について討論をいたしたいと思つております。

これよりモーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)及びただいま提出されました修正案を一括して討論に入りたいと思つております。山口丈太郎君。

走に限らず、競輪及び地方競馬、公營競馬、オートレース等の射率的なこの種の競走によりする収益は、そのねらうところが主として一般庶民を対象としたしめる大衆層であります。しかもその開催せられるに当りまして、車券もしくはこの種の競走券の発売等につきましても、何らの制限が付されておられません。従つて娯楽の範圍を逸脱し、しかも社会悪は年々増大する傾向にあるばかりではなく、きつめて平和に暮しつづかありする庶民生活をはなはだしく脅かし、かつそれによりする悲劇は隨所に見受けられるわけでありませぬ。かりに今申しました競輪あるいは地方競馬、公營競馬、モーターボート競走、オートレース等に限りまして、この売上高を見ましても、昭和二十九年には千二百六億八千余万円をあげておりました。三十二年度におきましては千六百二十二億八千余万円、昭和三十一年度におきましては千二百三十八億円の巨額に上る売上高をあげておるのであります。このほかあるいは市井にありましますパチンコ屋、その他當くじ等、この種射率心をおおるようないわゆる公營賭博的な施設によりまして大衆の乱費いたします費用は、まことに膨大なものがござります。今日社会の秩序もよくやく回復し、わが国経済、産業の発展とともに、今こそ社会の悪を取り除いて、われわれはそれの良心に従つて国の政治を正しく実行することが、当然の責任でなくてはならぬと思つております。しかるに先ほど来の質疑によりまして、政府におきましては、このような社会悪を知りつつなお本制度を存置し、しかもこれが廃止等の措置につきましても何らの具

第一類第十号 運輸委員會議録第二十六号 昭和三十三年四月二十五日

体策も持ち合わされていけないことをはなはだ遺憾に思うのでございます。わが党はすみやかにこのような法律をなすべくいたしたために法案を提出いたしましたけれども、これは本委員会のみならず、全議員が、内心におきましてはその良心に従って廃止すべきであると考えつつも、今日のいろいろな情誼、情実等をこわがって否決せられましたことは、はなはだ遺憾であります。私どもは一刻も早くこの種法律の全廃せられんことを望み、かつそれが国民に善政をしく良心的な行動でなくてはならぬと私は強く主張したのです。従いましては、私どもは提出せられました修正案につきましても、もしこの法律が存続せられ、このモーターボート競走がなお行われるといたしますならば、その収益から海難救助に関する費用に幾分なりとも充てられていくというのでありますならば、その趣旨においてはけっこうでありますけれども、この趣旨において、今申し上げましたような出発点が邪道より発するものであるといえますならば、断じて賛成するわけには参りません。従つて以上の趣旨によりまして、本法案並びに修正案に反対をいたします。

〔賛成者起立〕

○淵上委員長 起立多数。よつて本案は修正可決されることに決しました。なお本日議決されました両法案の報告書の作成につきましては、委員長に御一任をいただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○淵上委員長 それではさうに決しました。本日はこちらにて散会いたします。午後零時二十八分散会

〔参照〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○淵上委員長 これにて討論は終了いたしました。

〔賛成者起立〕

○淵上委員長 起立多数。よつて本修正案は可決することに決しました。続いてただいま可決されました修正